

平成 27 年 8 月 28 日

次世代認定マーク「くるみん」の取得について

足利銀行（頭取 松下 正直）は、平成 27 年 8 月 13 日に、栃木労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、子どもが健やかに育ち、女性が安心して長く勤務することができるために必要な職場環境の整備や、男性の育児参加を推進するなど、仕事と家庭の両立への取組みを引き続き積極的に進めてまいります。

記

1. 次世代育成支援対策推進法とは

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律です。更なる推進・強化を図るため、改正により平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

事業主は次世代育成支援のための「行動計画」を策定することとされています。

2. 対象行動計画の内容について

（1）行動計画期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

（2）取組内容

- ①育児休職制度について子が満 2 歳に達する月の月末まで取得可能とした。また、子の看護休暇について、小学校就学後、中学校就学前の子のために年間 5 日取得可能とした。
- ②育児休職制度が男性にも適用されることをアナウンスし、父親の育児休職の取得を促進した。
- ③毎週水曜日の「早帰り日」および 2 月、8 月第 2 週の「早帰りウィーク」を実施し、所定外労働削減を進めた。
- ④若年者に対する就労体験機会の提供のため、年間 10 人以上のインターンシップを受け入れた。



以 上